



福岡医発第207号(地)
平成18年 4月28日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



福岡市乳幼児医療費助成制度の改正及び老人医療費助成制度の廃止について

標記の件につきまして、平成18年4月より下記のとおり改正を行う旨、福岡市より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 福岡市乳幼児医療費助成制度

(1) 改正点

改正前(平成18年3月まで)	改正後(平成18年4月以降)
通院: 4歳の誕生日まで ※誕生日が1日の場合は前月まで 入院: 小学校就学前まで	入院・通院とも小学校就学前まで ※ <u>平成14年4月2日以後に生まれた人から適用</u>

(2) 医療証

平成14年4月2日以後に生まれた人で、助成期間が延長される人に、入院外の有効期間を延長した新しい医療証が送付されます。平成14年4月1日以前に生まれた人など、助成期間が延長されない人は、引き続き現在の医療証を使用。

2. 福岡市老人医療費助成制度(41老人)

市内に3ヶ月以上住所を有している67歳から69歳の人又は65歳から66歳で一定の障害がある人で、一定以下の所得の人(本人市民非課税で、配偶者・扶養義務者の所得が1,270万円以下)について医療費の一部が助成されていましたが、経過措置を設けて廃止されます。4月1日以降、新規対象者として申請はできません。

3. 福岡市重度心身障害者医療費助成制度

「障害者医療証」について、4月1日付けで更新されます。(2年毎の定期更新)引き続き医療費助成を受けられる人に、有効期間を更新した新しい医療証(白色)が郵送されます。4月以降の医療費については、新医療証において受給資格の確認をお願いいたします。

なお、老人保健法対象者用の医療証(桃色)は更新されません。

福岡市乳幼児医療費助成制度の改正及び老人医療費助成制度の廃止について

平成18年4月より福岡市の乳幼児医療費助成制度が下記のとおり改正され、また、老人医療費助成制度が廃止となりますのでお知らせいたします。

1. 福岡市乳幼児医療費助成制度

(1) 改正点

改正前（平成18年3月まで）	改正後（平成18年4月以降）
通院：4歳の誕生日まで ※誕生日が1日の場合は前月まで 入院：小学校就学前まで	入院・通院とも小学校就学前まで ※ <u>平成14年4月2日以後に生まれた人から適用</u>

(2) 医療証

平成14年4月2日以後に生まれた人で、助成期間が延長される人に、入院外の有効期間を延長した新しい医療証が送付されます。平成14年4月1日以前に生まれた人など、助成期間が延長されない人は、引き続き現在の医療証を使用。

2. 福岡市老人医療費助成制度（41老人）

市内に3ヶ月以上住所を有している67歳から69歳の人又は65歳から66歳で一定の障害がある人で、一定以下の所得の人（本人市民非課税で、配偶者・扶養義務者の所得が1,270万円以下）について医療費の一部が助成されていましたが、経過措置を設けて廃止されます。4月1日以降、新規対象者として申請はできません。

3. 福岡市重度心身障害者医療費助成制度

「障害者医療証」について、4月1日付けで更新されます。（2年毎の定期更新）引き続き医療費助成を受けられる人に、有効期間を更新した新しい医療証（白色）が郵送されます。4月以降の医療費については、新医療証において受給資格の確認をお願いいたします。

なお、老人保健法対象者用の医療証（桃色）は更新されません。



(公 印 省 略)
福 保 年 第 1 6 0 4 号
平 成 1 8 年 3 月 7 日

福岡県医師会会長 様

福 岡 市 長 山 崎 広 太 郎
(保健福祉局保健医療部保険年金課)

乳幼児医療費助成制度の改正及び老人医療費助成制度の廃止について（お知らせ）

早春の候、貴会におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より本市医療費助成制度の推進につきましては、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本市で実施しております医療費助成制度につきまして、平成18年4月から乳幼児医療費助成を改正し、老人医療費助成を廃止することとしております。

つきましては、医療費助成制度の改正等につきましてのポスターを作成いたしましたので、貴会での掲示をお願いいたしますとともに、貴会各会員様への周知に御配慮いただきますようお願いいたします。

今後とも本市医療費助成事業の運営につきましても、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 福岡市乳幼児医療費助成制度

(1) 改正点

通院の助成期間について、4歳の誕生日までの助成を、新たに4歳に達する人から、小学校就学前までに順次延長します。

(2) 医療証

平成14年4月2日以後に生まれた人で、助成期間が延長される人に、入院外の有効期間を延長した新しい医療証を送付します。平成14年4月1日以前に生まれた人など、助成期間が延長されない人は、引き続き現在の医療証をお使いいただきます。

2. 福岡市老人医療費助成制度（41老人）

市内に3ヶ月以上住所を有している67歳から69歳の人又は65歳から66歳で一定の障がいがある人で、一定以下の所得の人（本人市民税非課税で、配偶者・扶養義務者の所得が1,270万円以下）について医療費の一部を助成していますが、経過措置を設けて廃止します。4月1日以降、新規対象者として申請はできません。

3. 福岡市重度心身障がい者医療費助成制度

「障害者医療証」について、4月1日付で更新します。（2年毎の定期更新）

引き続き医療費助成を受けられる人に、有効期間を更新した新しい医療証（白色）を郵送します。4月以降の診療については、新医療証において受給資格の確認をお願いします。

なお、老人保健法対象者用の医療証（桃色）は更新しませんので、引き続きお持ちの医療証を使用できます。

